

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和5年4月3日

株式会社TKC

令和5年4月3日

## 吸収合併に係る事後開示事項

当社は、令和5年2月10日付でTKC金融保証株式会社（以下、「TKC金融保証」）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和5年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、TKC金融保証を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本合併の効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

令和5年4月1日

2. TKC金融保証における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

TKC金融保証に対し、請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

TKC金融保証は、会社法第785条第4項の規定に基づき、同社の株主に対して法定の期間までに公告を行いました。同条第1項に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

TKC金融保証は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

TKC金融保証は、会社法789条第2項及び同条第3項の規定により、令和5年2月13日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期間までに債権者からの申し出はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当社に対し、請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、同社の株主に対して法定の期間までに

公告を行いました。同条第1項に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法799条第2項及び同条第3項の規定により、令和5年2月13日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期間までに債権者からの申し出はありませんでした。

4. 当社がTKC金融保証から承継した重要な権利義務に関する事項

(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本合併の効力発生日をもって、資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. TKC金融保証の事前開示書類 (会社法施行規則第200条第5号)

別紙のとおりです。

6. 本合併による変更登記をした日 (会社法施行規則第200条第6号)

令和5年4月3日

7. その他本合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第200条第7号)

該当事項はありません。

以上

## 別紙

# 吸収合併に係る事前開示書面 (TKC金融保証株式会社)

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

令和 5 年 2 月 1 3 日

T K C 金融保証株式会社

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都新宿区揚場町1番21号  
飯田橋升本ビル  
TKC金融保証株式会社  
代表取締役社長 新池 時彦

当社と株式会社TKC（以下「TKC」といい、当社と合わせて「両社」といいます。）は、令和5年2月10日、それぞれの取締役会において、両社の合併（当社を吸収合併消滅会社、TKCを吸収合併存続会社とし、令和5年4月1日を効力発生日とする吸収合併をいい、以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、本合併に関する「合併契約書」に基づく契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）  
別紙1「合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）  
別紙2「合併対価の相当性に関する事項」のとおりです。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）  
別紙3「合併対価について参考となるべき事項」のとおりです。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）  
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び同条第6項）
  - (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）  
最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号イ）  
別紙4「吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類の内容」のとおりです。

最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号口）

該当事項はありません。

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号ハ）

該当事項はありません。

- (2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

T K C の令和 4 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 100,776 百万円、負債の額は 16,783 百万円、純資産の額は 83,993 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、当社の令和 4 年 9 月 30 日現在の資産の額は 613 百万円、負債の額は 22 百万円、純資産の額は 590 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

加えて、本合併の効力発生日までに T K C の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上のことから、本合併後における T K C の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本合併後の T K C の収益状況及びキャッシュフローの状況について、T K C の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における T K C の債務の履行の見込みはあると判断しています。

以上



(別紙1)

## 合併契約書

株式会社TKC (以下「甲」という。) 及びTKC金融保証株式会社 (以下「乙」という。) は、以下のとおり合併契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う (以下「本合併」という。)

(合併をする会社の商号及び住所)

第2条 甲 (吸収合併存続会社)

商号：株式会社TKC

住所：栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

乙 (吸収合併消滅会社)

商号：TKC金融保証株式会社

住所：東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル

(合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項)

第3条 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる直前の時点における乙の株主 (ただし、甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。) に対して、その有する乙の株式に代わる金銭等として、甲の株式を、割当対象株主が所有する乙の株式1株につき、甲の株式0.37株の割合をもって交付する。

(甲の資本金及び準備金の額)

第4条 本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

(合併の効力発生日)

第5条 本合併の効力発生日 (以下、「合併期日」という。) は、令和5年4月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(株主総会の開催)

第6条 甲 会社法796条第2項に基づいて省略

乙 会社法783条第1項に基づいて開催

乙は、合併期日の前日までに、本契約を承認する株主総会決議を経なければならない。



(会社財産の承継)

第7条 甲は、合併期日において、合併期日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。なお、乙は、本合併契約締結の日から合併期日の前日に至るまでの間に生じた資産又は負債の変動については、計算書類を添付して、その内容を甲に明示しなければならないものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

(解除条件)

第9条 本契約は、本合併の効力発生日の前日までに、乙の株主総会の承認が得られなかった場合は、当然にその効力を失う。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結後、合併期日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (2) 受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

(合意管轄)

第12条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する。

(協議事項)

第13条 本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

令和5年2月10日

甲（吸収合併存続会社）

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社TKC

代表取締役社長 飯塚 真規



乙（吸収合併消滅会社）

東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル

TKC金融保証株式会社

代表取締役社長 新池 時彦



(別紙 2)

## 合併対価の相当性に関する事項

### 1. 本合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項

#### (1) 本合併に係る割当ての内容

会社名	T K C (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	0.37

(注 1) 本合併に係る割当比率(以下「本合併比率」といいます。)

当社の普通株式 1 株に対して T K C の普通株式 0.37 株を割当て交付します。但し、本合併比率を含む本合併の条件は、両社の事業、財務状態又は経営成績、その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがあります。なお、当社が保有する自己株式(令和 4 年 9 月 30 日現在 16,500 株)及び T K C が保有する当社の普通株式(令和 4 年 9 月 30 日現在 200,000 株)に対しては、本合併による株式の交付は行いません。

(注 2) 本合併により交付する株式数

T K C の普通株式 20,000 株(予定)

実際には、本合併がその効力を生ずる日(以下、本効力発生日)の前日の最終の当社の株主(但し、T K C 及び当社を除きます。)に対して、上記の本合併比率に基づいて算出した数の T K C の普通株式を交付する予定です。したがって、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、当社が保有する自己株式数が本効力発生日までに変動した場合や T K C が保有する当社の普通株式数が本効力発生日までに変動した場合においては、T K C が交付する株式数が変動することになります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、T K C の単元未満株式(100 株未満)を保有することとなる当社の株主の皆様は、当該単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所)において売却することができませんが、T K C の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

#### 1. 単元未満株式の買取制度(100 株未満株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、T K C に対して、保有することとなる T K C の単元未満株式の買取りを請求することができます。

#### 2. 単元未満株式の買増制度(100 株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及び T K C の定款の定めに基づき、T K C が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる T K C の単元未満株式と合わせて 1 単元(100 株)となる株の株式を T K C から買増しすることができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併により、TKCの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、TKCが1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

本合併比率の決定にあたっては、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者機関としてビバルコ・ジャパン株式会社（以下、「BVCJ」といいます。）にTKC及び当社の本合併に用いられる合併比率の財務分析を含む算定を依頼し、令和5年2月9日付の本合併比率に関する算定書を取得いたしました。

両社は、この算定結果を参考として検討を行い、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、令和5年2月10日開催の両社取締役会において最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

(3) 算定に関する事項

算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるBVCJは、TKC及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

算定の概要

合併比率の算定にあたり、BVCJは、上場会社であるTKCにつきましては市場価格が存在することから市場株価法を採用して算定を行いました。なお、市場株価法については令和5年2月8日を評価基準日として、算定基準日終値、算定基準日までの1か月間、算定基準日までの3か月間及び算定基準日までの6か月間の各機関の終値単純平均株価を算定の基礎としています。また、当社につきましては、非上場会社であることを勘案し、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）と類似会社比較法の平均値により算定を行いました。

TKCの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
TKC	当社	
市場株価法	DCF法	0.56 ~ 0.71
市場株価法	類似会社比較法	0.105 ~ 0.114
市場株価法	2手法平均(注1)	0.33 ~ 0.41

(注1) DCF法と類似会社比較法の平均

市場株価法においては、BVCJは、算定基準日を算定書作成日の前営業日である令和5年2月8日として、TKCの普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（算定基準日：3,680円、1ヶ月間：3,545円、3ヶ月間：3,610円、6ヶ月間：3,598円）を基に算定しております。

DCF法においては、BVCJは、当社が作成した中期収益見通しに基づき、将来キャッシュフローを資本コストで現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しています。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。

類似会社比較法においては、BVCJは、当社の主要事業である収納代行・決済・債権回収関連・保証事業を営んでいる国内上場会社15社を選定し、その株価と財務数値の倍率をもとに、PERマルチプルを用いて算定しております。

BVCJは、合併比率の算定に関してTKC及び当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でBVCJに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。BVCJはTKC及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。BVCJは、提供されたTKC及び当社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、両社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。

### (3) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

TKC及び当社は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるTKCの株式を選択いたしました。TKC及び当社は、TKCの株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されること、及び当社株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となるTKCの株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、TKCの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

TKCと当社は共通支配下関係にはありませんので、該当事項はありません。

(5) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併によりTKCの資本金及び準備金の額はいずれも増加しません。

以上

(別紙3)

## 合併対価について参考となるべき事項

### 1. TKCの定款の内容

下記のとおりであります。

## 記

### TKC定款

#### 第1章 総 則

##### 第1条(商号)

当社は、株式会社TKCと称す。

英文では、TKC Corporationと表示する。

##### 第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営
3. 法律情報データベース・サービスの開発、保守及び販売
4. コンピュータ・ソフトウェアの開発、保守及び販売
5. インターネット・サービス・プロバイダとしての事業
6. クラウド・コンピューティング・サービス・プロバイダとしての事業
7. オフィス機器及び事務用品の開発、保守、販売及びリース
8. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務
9. 会計事務所及びその関与先企業に対する金銭の貸付並びに金銭貸借の斡旋
10. 会計事務所及びその関与先企業のための事業承継等に関するコンサルティング
11. 損害保険代理業
12. 銀行代理業及び電子決済等代行業
13. 上に付帯する一切の事業

##### 第3条(本店の所在地)

当社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。

##### 第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

#### 4. 会計監査人

#### 第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故等により電子公告ができない場合、及びその他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

#### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株式を有する株主の権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に規定する請求をする権利

#### 第10条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### 第12条（株式取扱規定）

当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。



### 第3章 株主総会

#### 第13条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

#### 第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会の議長となる。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条（員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

#### 第20条（選任及び解任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任及び解任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第21条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議により役付取締役若干名を定めることができる。

#### 第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

取締役会の議長は、取締役会で定める取締役会規定による。

#### 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（取締役会規定）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規定による。

#### 第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

## 第28条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

### 第29条（員数）

当社の監査役は、7名以内とする。

### 第30条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第31条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

### 第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第35条（監査役会規定）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規定によ

る。

#### 第36条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

#### 第37条（社外監査役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

### 第6章 会計監査人

#### 第38条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第39条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第7章 計 算

#### 第40条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

#### 第41条（期末配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

#### 第42条（中間配当の基準日）

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

#### 第43条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### 附 則

#### 第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効

力を有する。

本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 2. 合併対価の換価の方法に関する事項

### 合併対価を取引する市場

T K Cの株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

### 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

T K Cの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

### 合併対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

本合併に伴い、T K Cの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様については、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。

T K Cの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、T K Cの単元未満株式を保有する株主が、T K Cに対してその保有する単元未満株式を買い取することを請求することができる制度です。）又は買増制度（会社法第194条第1項及びT K Cの定款の規定に基づき、T K Cの単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式をT K Cから買い増すことを請求することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

## 3. 合併対価の市場価格に関する事項

T K Cの株式の東京証券取引所プライム市場における過去6ヶ月の株価推移は、以下のとおりであります。

月別	4年8月	9月	10月	11月	12月	5年1月
最高株価(円)	3,610	3,625	3,800	3,850	3,720	3,690
最低株価(円)	3,440	3,385	3,460	3,650	3,495	3,385

なお、日本取引所グループがホームページ（<https://www.jpx.co.jp/>）において開示する株価情報及びチャート表示等により、T K Cの普通株式の市場価格及びその推移等をご覧いただけます。

## 4. 過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

T K Cはいずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

以上

## 貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,080</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,500</b>
現金及び預金	25,071	買掛金	2,847
売掛金	7,338	リース債	362
契約資産	391	未払金	1,804
リース投資資産	362	未払法人税等	3,132
商品	110	未払事業所税	57
仕掛品	0	未払消費税等	732
原材料及び貯蔵品	96	契約負債	1,104
前払費用	818	前受金	392
未収入金	160	預り金	347
その他の他金	741	賞与引当金	4,430
貸倒引当金	△11	工事損失引当金	65
<b>固定資産</b>	<b>65,696</b>	設備未払金	223
<b>有形固定資産</b>	<b>14,900</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,282</b>
建物	6,449	リース債	198
構築物	162	退職給付引当金	382
車両運搬具	13	株式給付引当金	306
工具、器具及び備品	1,750	その他	394
土地	6,525	<b>負債合計</b>	<b>16,783</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,608</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	3,020	<b>株主資本</b>	<b>84,153</b>
ソフトウェア仮勘定	1,565	資本金	5,700
電話加入権	22	資本剰余金	5,712
その他	0	資本準備金	5,409
<b>投資その他の資産</b>	<b>46,186</b>	その他資本剰余金	302
投資有価証券	18,380	利益剰余金	75,101
関係会社株式	1,389	利益準備金	688
出資金	0	その他利益剰余金	74,412
長期貸付金	65	別途積立金	67,157
長期前払費用	393	繰越利益剰余金	7,255
繰延税金資産	6,809	自己株式	△2,359
長期預金	17,500	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△160</b>
差入保証金	1,391	その他有価証券評価差額金	△160
長期リース投資資産	198	<b>純資産合計</b>	<b>83,993</b>
その他	58	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>100,776</b>
<b>資産合計</b>	<b>100,776</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		63,570
売上原価		17,788
売上総利益		45,781
販売費及び一般管理費		32,895
営業利益		12,886
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	190	
受取地代家賃	158	
助成金収入	9	
その他	78	507
営業外費用		
賃貸料原価	103	
その他	0	103
経常利益		13,290
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	28	28
税引前当期純利益		13,264
法人税、住民税及び事業税	4,775	
法人税等調整額	△587	4,187
当期純利益		9,076

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	5,700	5,409	302	5,711	688	63,057	6,263	70,009	△1,352	80,069
当期変動額										
別途積立金の積立						4,100	△4,100	-		-
剰余金の配当							△3,985	△3,985		△3,985
当期純利益							9,076	9,076		9,076
自己株式の取得									△1,035	△1,035
自己株式の処分			0	0					27	27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	4,100	991	5,091	△1,007	4,083
当期末残高	5,700	5,409	302	5,712	688	67,157	7,255	75,101	△2,359	84,153

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	422	422	80,491
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△3,985
当期純利益			9,076
自己株式の取得			△1,035
自己株式の処分			27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△582	△582	△582
当期変動額合計	△582	△582	3,501
当期末残高	△160	△160	83,993

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券  
償却原価法
- (3) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
  - ① ソフトウエア
    - 1) 市場販売目的のソフトウェア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
    - 2) 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法
  - ② その他  
定額法

## 4. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

### (5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

### ①情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定

した時等と判断しております。

#### ②ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

#### ③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

#### ④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供

されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

**6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項**

連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## III 表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度より、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めていた「契約資産」および「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」を独立掲記しております。

## IV 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号令和3年8月12日)を適用する予定であります。

## V 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「V 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## Ⅵ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,664百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	278百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	65百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	430百万円

## Ⅶ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
(1) 売上高	76百万円
(2) 仕入高	3,203百万円
(3) 営業費用	2,530百万円
(4) 営業取引以外	125百万円

## Ⅷ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	1,035,472株
------------------	------	------------

## IX 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

ソフトウェア制作費等	2,730百万円
賞与引当金	1,351百万円
退職給付引当金	116百万円
退職給付信託	1,872百万円
未払事業税	174百万円
投資有価証券評価損	229百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	202百万円
資産除去債務	106百万円
減損損失	112百万円
株式給付引当金	93百万円
その他	428百万円
小計	7,418百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△578百万円
評価性引当額小計	△578百万円
繰延税金資産合計	6,839百万円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	30百万円
繰延税金負債合計	30百万円
繰延税金資産の純額	6,809百万円

## X 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル(株)	東京都 渋谷区	100	情報提供 サービス業	(所有) 直接30.0	ホームペ ジサービス 開発・保守 の委託	資金の回収 (注) 利息の受取 (注)	43 2	貸付金	120

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人 押田会計事務所 (注2)	神奈川県 横浜市	4	税理士 法人	—	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	24	売掛金	2
	税理士法人 大藤会計事務所 (注3)	宮城県 仙台市 宮城野区	9	税理士 法人	—	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	26	売掛金	1
	税理士法人 トップマネ ジメント (注4)	北海道 釧路市	9	税理士 法人	—	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	11	売掛金	4
	税理士法人 浜村会計 (注5)	栃木県 宇都宮 市	3	税理士 法人	—	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	16	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
3. 当社相談役角一幸氏（当社元取締役）の近親者の共同設立法人であります。
4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。
5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。

## XI 1株当たり情報に関する注記

### 1. 1株当たり純資産額

1,602円11銭

### 2. 1株当たり当期純利益

173円04銭

## XII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



### **XⅢ 収益認識に関する注記**

連結注記表「XI 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。